

規制改革会議 地域産業振興TF ヒアリング資料

平成19年4月18日
厚生労働省健康局生活衛生課

質問

ネットワーク型ホテルの類似先行事例としては、京都において、民間事業者が複数の京町家を改修し宿泊させる事業を展開している。しかし、旅館業法等の規制により、ホテル・旅館業ではなく短期賃貸物件という形式を取らざるを得ず、旅行代理店なども商品価値を認めながらも商品として扱うことができない状況である。地域活性化、観光振興の観点から、これらを含めた政策的整合性に関する見解を示されたい。

地域活性化や観光振興が重要な施策であることに異存はないが、他方、旅館業法上の規制は、公衆衛生の確保、善良な風俗の保持といった政策上重要な観点から遵守が求められるものである。そのため、現行の旅館業法の適正な遵守を図りつつ、地域活性化や観光振興を進めることが適当であると考えます。

質問

農家民泊については、体験ツアーの販売・広告が旅行業法に抵触しないとの見解を示している。町家や古民家を宿泊施設として利用する場合も、同様の緩和措置が可能と考えるが、見解を示されたい。

(当課の所管外)

質問

欧米では、別名「アパートメントホテル」とも呼ばれている「ウィークリー、マンスリーアパートメント」が一般的に事業展開している。中には、高級ホテル以上に豪華な部屋もあり、家具・家電・調理器具など生活に必要なものが揃っていることから、一般的には、3日以上のお客などの滞在に使われている。現地で「暮らす」感覚を楽しめるほか、大人数で利用すれば値段も割安になっている。また、長期滞在型ビジネス需要にも適している。

これらのように、日本におけるウィークリーあるいはマンスリー型のマンション等とは明らかに異なるが、こうしたコンセプトのプロジェクトが何故日本では実現できないのかその理由や見解を示されたい。

アパートメントホテルであっても必要に応じて旅館業法上の許可を得て営業を営むことが可能（東京都に問い合わせたところでは、用途地域に関する問題があるため、こうした施設が旅館・ホテルとして経営できないケースが多いとのことであった。）。

質問

地域活性化を図る観点から、地域資源を活用したネットワーク型ホテルの実現に向けた民間の取組について、実現の障害となる規制の廃止や緩和などの支援措置を講ずるべきと考えるが、見解を示されたい。

旅館業法上の規制は、公衆衛生の確保、善良な風俗の保持といった政策上重要な観点から遵守が求められるものである。

点在している施設を一つの旅館・ホテルと見なすことは、例えば、

- ・ 客室の衛生管理が不十分になるおそれがあること
- ・ 感染症、災害、事故等が発生した際の対応が困難になること、
- ・ 善良な風俗の保持を図ることが難しくなること、

刑法（淫行勧誘の罪等）、風営法、売防法、児童ポルノ法に違反した場合には営業許可取消・停止処分の対象
・ テロ防止対策の観点からも問題があること、
などから、ネットワーク型ホテルについて旅館業法の規制を緩和すること等はできない。

なお、泊食分離については、旅館業法上、特に問題はない。